

高等学校等就学支援金の流れ

◆申請が認定されると、授業料が無料になります。卒業までに、4回所得要件についての審査があります。（下図①～④）

（入学時にマイナンバーを一度提出して認定を受けた場合、[※]保護者の状況等に変更がなければ、原則3年間手続きは不要です。）※離婚、再婚等を含む。

※ただし、高等学校等就学支援金が認定されても、諸会費の納入は必要です。諸会費は、授業料とは別に、同意をいただいたすべての方に納めていただく経費です。

※下図の()は分納の方です。

学年	1年生												2年生												3年生												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
就学支援金	①申請		①審査結果	②収入状況届		②審査結果										③収入状況届			③審査結果										④収入状況届		④審査結果						
授業料納入 (不認定の方、申請しない方のみ)				授業料納入		授業料納入		(授業料納入)					授業料納入						授業料納入		(授業料納入)				授業料納入				授業料納入		授業料納入		(授業料納入)				
諸会費納入(全員)	①で認定されると4～6月の授業料は無料になります。			②で認定されると7～翌6月の授業料は無料になります。									③で認定されると7～翌6月の授業料は無料になります。												④で認定されると7～翌3月の授業料は無料になります。												
	諸会費4月分			(諸会費6月分)									諸会費4月分			(諸会費6月分)									諸会費4月分			(諸会費6月分)									